平成２７年（フ）第４９７１号
京都市伏見区久我東町６番地27　グランペレ402、前住所大阪府高槻市日向町14番９号
債務者　中西　敏浩
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９７９号
大阪府東大阪市花園東町１丁目13番９号
債務者　中西　裕子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９８５号
大阪市浪速区桜川１丁目１番21―505号
債務者　福島　史人
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０４２号
大阪府高槻市天王町32番27号　アンシャンテ高宮高槻Ａ201号
債務者　福田　祐樹
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０号
大阪市城東区鴫野西３丁目４番１―110号
債務者　真田　　旭
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５号
大阪市生野区新今里３丁目18番11号コスモハウス501号
債務者　丸山　理絵
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７号
大阪府守口市金田町４丁目６番16―205号　山田方
債務者　坂上惠美子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６２号
大阪府豊能郡豊能町光風台４丁目９番地の７
債務者　西山　正子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４号
大阪市北区中崎西１丁目８番24号　アインズビル梅田705号室、前住所兵庫県川西市小花２丁目20番７号
債務者　藤田辰秀こと　黄　　辰秀
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８号
大阪市城東区放出西１丁目２番51―1201号、前住所大阪市東淀川区西淡路５丁目１番41―401号
債務者　矢野　陽子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目３番６―202号
債務者　川口亜希子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６号
大阪市旭区赤川２丁目１番14―601号、前住所大阪市都島区大東町２丁目７番18号
債務者　山﨑　幸亮
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１号
兵庫県姫路市飾磨区野田町171番地　リベール姫路駅南Ⅰ　801
債務者　濱崎　篤志
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町１丁目14番地２　アメニティー英賀保201、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区加茂東738番地12
債務者　有馬　悦子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１２２号
北海道小樽市オタモイ１丁目16番26号、前住所札幌市手稲区稲穂２条４丁目５番18号　ルミエール稲穂Ａ―203号
債務者　伊藤　正紀
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第６９９号
宮城県多賀城市東田中２丁目４番30号
債務者　大友三千男
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７９８号
仙台市宮城野区東仙台７丁目12番22号
債務者　菊地　達也
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係